

諮問「福岡市民病院のあり方について」の今後の審議の進め方について（案）

1 審議事項

諮問	福岡市民病院のあり方について
----	----------------

【諮問理由】

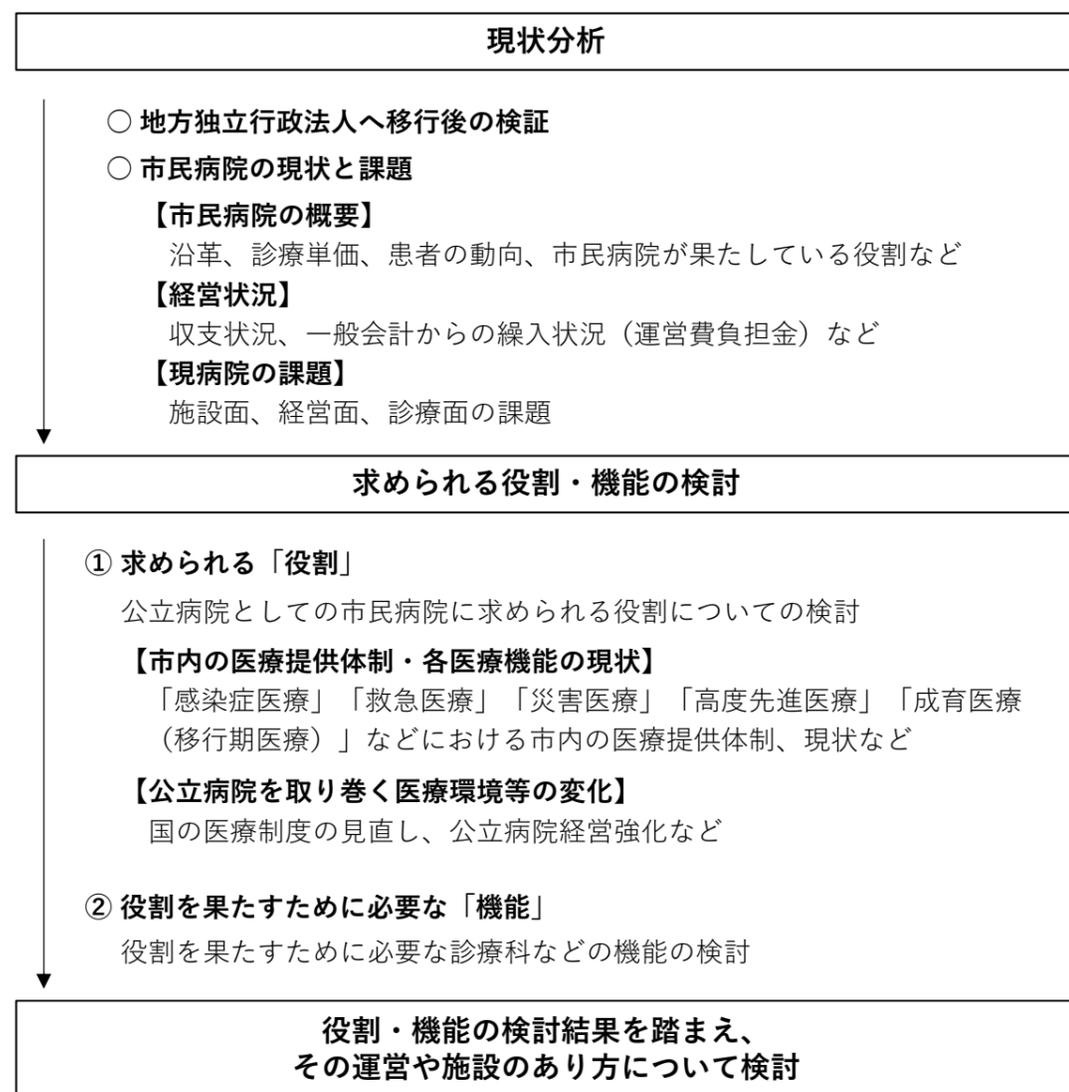
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた国の医療政策の見直しなど、公立病院を取り巻く医療環境の変化により、福岡市が政策的に取り組むべき医療分野や福岡市民病院に求められる役割も大きく変わってきている。

ついては、今後の福岡市民病院の役割などの「あり方」について、専門的な見地からの審議をいただきたい。

2 審議の進め方

(1) 審議の内容

検討にあたっては、以下のとおり進めていくもの。



(2) 部会での検討

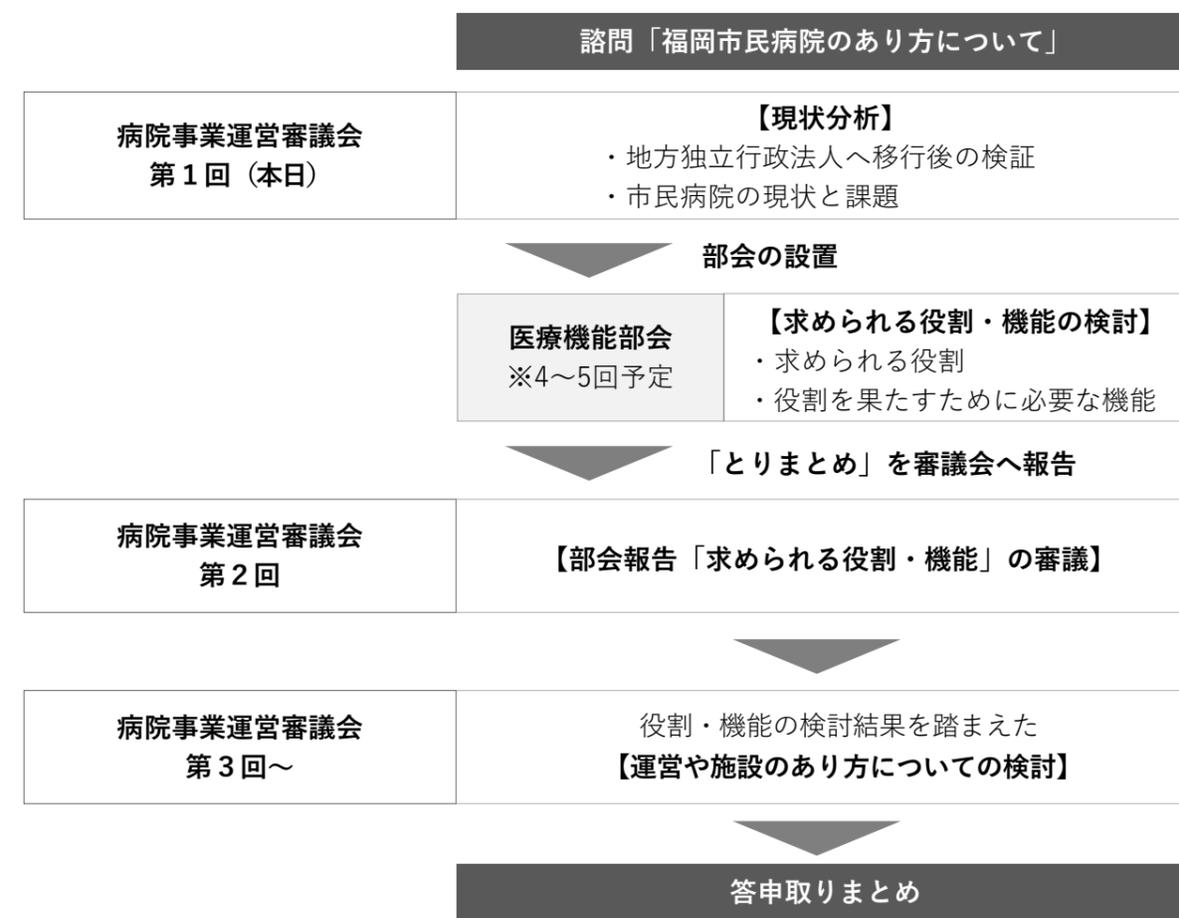
「求められる役割等」の議論を効果的に行うため、外部の医療専門家で構成する専門部会を設置して検討し、その報告を審議会で受ける。

《部会の概要》

項目	内容
名称	医療機能部会
所掌事務	市民病院の役割、医療機能のあり方について検討し審議会に意見報告を行う
委員数	8名以内
委員構成	以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命 (1) 地域医療を代表する医療関係者 (2) 市民病院の体制づくりに影響の大きな病院 (3) 救急・災害・感染症医療を提供する医療関係者 (4) 高度・先進医療を提供する医療関係者
任期	審議会への意見報告まで

《設置規定》福岡市病院事業運営審議会医療機能部会設置要綱（案） ※別紙

3 検討のプロセス（予定）



福岡市病院事業運営審議会医療機能部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、福岡市民病院のあり方について検討するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に専門部会として医療機能部会を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は福岡市民病院の役割と医療機能について検討し、審議会に対し意見報告を行う。

（組織）

第3条 専門部会は、委員8人以内で組織する。

（委員）

第4条 専門部会の委員は、以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命する。

- (1) 地域医療を代表する医療関係者
- (2) 市民病院の体制づくりに影響の大きな病院
- (3) 救急・災害・感染症医療を提供する医療関係者
- (4) 高度・先進医療を提供する医療関係者

2 委員は、やむを得ない事情により部会の会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、部会の会議に出席する代理者は、委員とみなす。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、意見報告までとする。

（部会長）

第6条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は専門部会の会務を総理する。

（会議）

第7条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は別の方法により意見を聴取することができる。
- 4 専門部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（会議の公開）

第8条 専門部会の会議は、これを公開する。

2 福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部を非公開とする決定は、部会長がこれを行う。

（庶務）

第9条 専門部会の庶務は、保健医療局健康医療部医療事業課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第7条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集する。